

弾道ミサイル防衛能力の抜本的向上について

平成29年12月19日
閣議決定

(新たな弾道ミサイル防衛システムの整備について)

- 1 現在、弾道ミサイルの脅威に対しては、「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱」（平成25年12月17日国家安全保障会議及び閣議決定）及び「中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）」（平成25年12月17日国家安全保障会議及び閣議決定。以下「中期防」という。）に基づき対応してきているが、北朝鮮の核・ミサイル開発は、我が国の安全に対する、より重大かつ差し迫った新たな段階の脅威となっており、平素から我が国を常時・持続的に防護できるよう弾道ミサイル防衛能力の抜本的な向上を図る必要がある。
- 2 このため、新たな弾道ミサイル防衛システムとして、弾道ミサイル攻撃から我が国を常時・持続的に防護し得る陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）2基を導入し、これを陸上自衛隊において保持する。これにより、イージス・システム搭載護衛艦及び地対空誘導弾（ペトリオット）部隊とともに弾道ミサイル攻撃から我が国を多層的に防護し得る能力の向上を図る。

(経費の取扱いについて)

- 3 平成29年度及び平成30年度における陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）の整備に要する経費については、中期防の総額の範囲内において措置する。